

監査報告第1号  
令和2年(2020年)5月14日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥  
同 窪 田 もとむ  
同 三 上 洋 右  
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査等(事務監査)

保健福祉局 高齢保健福祉部  
障がい保健福祉部  
東区 市民部  
保健福祉部  
白石区 市民部  
保健福祉部  
厚別区 市民部  
保健福祉部

3 出資団体等監査

公益財団法人札幌市中小企業共済センター  
一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター  
株式会社札幌エネルギー供給公社  
公益財団法人札幌市防災協会  
社会福祉法人北海道社会福祉事業団  
公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会  
ジェイ・アール北海道バス株式会社  
一般社団法人札幌歯科医師会  
札幌市児童育成会運営委員会

2 定期監査等(工事監査)

建設局 みどりの推進部  
交通局 高速電車部

# 出資団体等監査

# 令和元年度出資団体等監査報告書

## 監査の対象

対象団体名	監査の種別	出資団体	公の施設 指定管理者	財政援助 団体
公益財団法人札幌市中小企業共済センター		○		
一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター		○		○
株式会社札幌エネルギー供給公社		○		
公益財団法人札幌市防災協会		○		
社会福祉法人北海道社会福祉事業団			○	○
公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会			○	
ジェイ・アール北海道バス株式会社				○
一般社団法人札幌歯科医師会				○
札幌市児童育成会運営委員会				○

## 監査の範囲

主として平成30年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

## 監査の方法

前記事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

## 監査の期間

令和2年1月9日から同年3月26日まで

## 監査の結果

おおむね良好と認められたが、以下のとおり一部の団体において改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

## 1 出資団体監査

### (1) 契約に係る手続を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター】

物品購入、修繕等の契約に当たり、以下のとおり適正を欠く事例が散見されたので改善されたい。

- ア 見積合せに当たり提出を受けた見積書につき、提出後の交渉により見積額が減額になったとして、当法人の担当者が手書きで見積額を修正しているもの
- イ 見積合せに当たり3者が最低価格を提示し、そのうち1者に発注したが、発注先を決定した理由が不明であるもの
- ウ 指名見積合せに係る被指名者の選考に当たり、被指名者の決定理由及び経緯が不明なもの
- エ 指名競争入札に当たり、契約規程に基づき最低制限価格を設定しているが、算定の方法が合理的とは認められないもの
- オ 契約規程によれば入札により受注者を決定すべきところ、指名見積合せを実施しているもの
- カ 契約規程では、見積合せに当たっては、見積に必要な事項を被指名者に通知するとしているが、この通知をした証跡がないもの
- キ 見積の通知に当たり、物品の納入期限など重要と思われる契約条件が、通知及びこれに添付した仕様書上で確認できないもの
- ク 契約規程では、契約書について、特定の場合に省略し、又は請書に代えるとしているが、この規定に反して契約書及び請書を省略しているもの

### (2) 札幌勤労者職業福祉センターの駐車場を適正に管理するべきもの

【一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター】

当法人が札幌市から借り受けている札幌勤労者職業福祉センターの駐車場の管理は、当法人の「駐車場管理規程」に基づくものであるが、当法人は平成29年11月より、自ら行っていたその管理を民間企業に委託したものである。

しかし、この管理形態の変更に際し、「駐車場管理規程」の見直しは行われず、営業時間や料金等の規定について、実態に合っていないことから、必要な規程の整備を進められたい。

また、札幌市は、当法人に対し、当該駐車場の貸付に際して、その使用用途を札幌勤労者職業福祉センターと区別せず、「勤労者の職業及び福祉に関する事業を総合的に行うために使用し、管理運営しなければならない」としているが、当法人は、駐車場運営管理の受託者による管理状況の確認を行っていないことから、必要な対応を取られたい。

### (3) 勤務時間の振替えを適正に行うべきもの

【公益財団法人札幌市防災協会】

当法人の就業規則によれば、勤務時間を超えて就業した場合、超過した時間については30分を単位として後4週間以内の他の勤務日の時間と振り替えることができるものとされているが、勤務日から4週間を経過した後の日に振替えを行っているものが散見された。

今後は、関係規定に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

## 2 公の施設指定管理者監査

### (1) 処分である利用の承認等を適正に行うべきもの

【社会福祉法人北海道社会福祉事業団】

指定管理者制度を採る札幌市第二かしわ学園及び札幌市あかしあ学園の利用希望者に対する「利用の承認」等は、札幌市障害者福祉施設条例及び札幌市障害者福祉施設管理規則により、指定管理者が行うべきものと解される。

そして、札幌市と当法人が締結した両施設の指定管理に係る協定（以下「協定」という。）及び協定に定める管理業務等仕様書（以下「仕様書」という。）において、当該「利用の承認」等は、当法人が指定管理者名により行うこととされているが、当法人が協定及び仕様書に即した処理を行っていることを確認することはできなかった。

協定等に即して、必要な措置等を取られたい。

### (2) 指定管理に係る協定等を厳守すべきもの

【社会福祉法人北海道社会福祉事業団】

札幌市第二かしわ学園及び札幌市あかしあ学園の管理運営は、協定や関係法令に基づき行われるべきであり、管理業務の詳細については、協定及び仕様書に記載されているが、以下のとおり、仕様書に定めるとおりの管理業務が行われていない事例が散見された。

協定は、私法上の契約と異なり、行政処分としての公の施設の管理者の指定に伴う条件であることから、その重要性を認識のうえ、札幌市と十分な連携を図りながら、協定等を厳守し、管理運営を行われたい。

ア 仕様書に定める損害賠償保険の加入に当たり、被保険者を指定管理者及び札幌市とし交差責任担保特約(\*)を付すべきところ、被保険者が指定管理者のみとなっていたもの

イ 仕様書に定める届出事項について、届出がされていないか、過去に届出をしたものの、その内容に変更があるにもかかわらず、再提出をしていなかったもの

ウ 仕様書に定める報告事項について、報告を行っていないかったもの

(\*) 交差責任担保特約：被保険者相互間における他の被保険者をそれぞれ他人とみなし、被保険者相互間の賠償責任について補償する特約

### 3 財政援助団体監査

#### (1) 補助金等の金額算定を適正に行うべきもの

【社会福祉法人北海道社会福祉事業団】

日中一時支援事業の補助金及び利用料は、障害福祉サービス受給者証に記す障害支援区分に応じて1回当たりの金額が定められている。年度途中で支援区分が変更となった利用者について、誤った区分で補助金の算定及び利用料の徴収を行っている事例がみられた。

補助金等の算定に当たっては、その金額に誤りがないよう、適正に行われたい。

#### (2) 補助対象経費を適正に計上すべきもの

【一般社団法人札幌歯科医師会】

ア 札幌市子ども医療費助成事業等の実施に伴う補助金において、当法人が補助対象経費として計上した経費の中に、当該事業とは関連のない経費が計上されていた。

補助対象経費については、当該事業との関連が明確であるものを適正に算定し計上されたい。

イ 札幌市未就業歯科衛生士復職支援事業については、歯科医師会館内の札幌歯科学院専門学校（以下「歯科学院」という。）でリカバリー研修セミナーを行っているが、補助対象経費として計上している光熱水料費の一部については、会館全体の使用料金を算定基礎として経費を算定していた。

補助対象経費の算定に当たっては、面積など所定の割合で按分した歯科学院分の使用料金を用いるなど、より合理的な方法で経費を算定するよう改善されたい。

## 参 考

### 監査対象団体の概要

#### 1 出資団体監査

##### (1) 公益財団法人札幌市中小企業共済センター（所管：経済観光局産業振興部）

この法人は、札幌市内及びその近隣の中小企業に勤務する勤労者とその事業主等（以下「中小企業勤労者等」という。）に対して総合的な福祉事業を行うことにより、これらの中小企業勤労者等の福祉の増進と中小企業の振興発展に寄与することを目的として、昭和50年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額5,000万円のうち、2,500万円（出資比率50.0%）を出資している。

#### 平成30年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経 常 収 益 A	5,641,051
	経 常 費 用 B	5,629,186
	経 常 増 減 額 C=A-B	11,864
	経 常 外 増 減 額 D	△ 16,279
	法 人 税 等 E	20
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	△ 4,434
	一般正味財産期首残高 G	840,522
	一般正味財産期末残高 H=F+G	836,087
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	50,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	50,000
正味財産期末残高 L=H+K	886,087	
財政状態 (平成31年3月31日現在)	流 動 資 産 M	656,032
	固 定 資 産 N	47,195,306
	資 産 合 計 O=M+N	47,851,339
	流 動 負 債 P	424,227
	固 定 負 債 Q	46,541,024
	負 債 合 計 R=P+Q	46,965,251
	指 定 正 味 財 産 S	50,000
	一 般 正 味 財 産 T	836,087
正 味 財 産 合 計 U=S+T	886,087	
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 V=R+U	47,851,339	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。  
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。

(2) 一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（所管：経済観光局雇用推進部）

この法人は、勤労者の雇用と福祉に関する事業を総合的に行い、もって勤労者の雇用の促進と福祉の向上に寄与することを目的として、昭和59年に設立されたものである。主な事業としては、昭和61年に開館した「札幌勤労者職業福祉センター」（札幌サンプラザ）の整備及び管理運営を行っている。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額2,000万円のうち1,500万円（出資比率75.0%）を出資するほか、長期貸付金として平成31年3月末現在1億7,900万円を貸し付けている。

また、札幌市は、平成30年度に、札幌勤労者職業福祉センター運営費のうち、文化体育部門に係る事業に対し、4,338万円の補助金を交付している。

平成30年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの補助金)	803,580 (43,385)
	経常費用 B	787,448
	経常増減額 C=A-B	16,131
	経常外増減額 D	△ 583
	法人税等 E	5,083
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	10,464
	一般正味財産期首残高 G	54,563
	一般正味財産期末残高 H=F+G	65,028
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	0
	指定正味財産期末残高 K=I+J	0
	正味財産期末残高 L=H+K	65,028
	財政状態 (平成31年3月31日現在)	流動資産 M
固定資産 N		225,838
資産合計 O=M+N		374,259
流動負債 P		96,281
固定負債 Q		212,949
負債合計 R=P+Q		309,230
指定正味財産 S		0
一般正味財産 T		65,028
正味財産合計 U=S+T		65,028
負債及び正味財産合計 V=R+U	374,259	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。  
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。



(3) 株式会社札幌エネルギー供給公社（所管：環境局環境都市推進部）

この法人は、札幌駅北口地区に、環境にやさしいクリーンで安全な地域冷暖房を安定供給することを目的として、昭和61年に設立されたものである。

設立時には、札幌市から、資本金総額4億5,000万円のうち1億8,000万円（出資比率40.0%）の出資を受けており、その後、札幌市及び民間からの増資を得て、現在の資本金総額は15億円、うち札幌市の出資額は5億4,000万円（出資比率36.0%）となっている。

第1表 第33期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	809,463
	経 常 費 用 B	695,910
	経 常 損 益 C=A-B	113,553
	特 別 損 益 D	0
	法 人 税 等 E	38,968
	法 人 税 等 調 整 額 F	△ 3,883
	当 期 損 益 G=C+D-E-F	78,468
	前 期 繰 越 利 益 H	107,986
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	186,454
財 政 状 態 (平成31年3月31日現在)	流 動 資 産 J	520,061
	固 定 資 産 K	1,743,490
	資 産 合 計 L=J+K	2,263,552
	流 動 負 債 M	155,266
	固 定 負 債 N	421,831
	負 債 合 計 O=M+N	577,097
	資 本 金 P	1,500,000
	資 本 剰 余 金 Q	0
	利 益 剰 余 金 R	186,454
	純 資 産 合 計 S=P+Q+R	1,686,454
負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	2,263,552	

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。

なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(平成31年3月31日現在)

株主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	10,800	36.0
株式会社日本政策投資銀行	6,000	20.0
三菱重工サーマルシステムズ株式会社	3,600	12.0
北海道瓦斯株式会社	3,600	12.0
北海道電力株式会社	3,600	12.0
株式会社北洋銀行	1,480	4.9
株式会社北海道熱供給公社	480	1.6
株式会社北海道銀行	440	1.5
合 計	30,000	100.0

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(4) 公益財団法人札幌市防災協会（所管：消防局総務部）

この法人は、市民の防災意識の高揚と防災対応力の向上並びに防災業務関係者の育成を図り、市民の生命・身体・財産を災害から保護するとともに減災社会を推進し、安全で安心して暮らせる市民生活の確保と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額3,000万円のうち、750万円（出資比率25.0%）を出資している。

平成30年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの委託料)	231,096 (141,388)
	経常費用 B	239,271
	経常増減額 C=A-B	△ 8,175
	経常外増減額 D	△ 21,525
	法人税等 E	1,313
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	△ 31,013
	一般正味財産期首残高 G	92,887
	一般正味財産期末残高 H=F+G	61,874
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	30,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	30,000
	正味財産期末残高 L=H+K	91,874
財政状態 (平成31年3月31日現在)	流動資産 M	115,563
	固定資産 N	43,952
	資産合計 O=M+N	159,515
	流動負債 P	54,017
	固定負債 Q	13,624
	負債合計 R=P+Q	67,641
	指定正味財産 S	30,000
	一般正味財産 T	61,874
正味財産合計 U=S+T	91,874	
負債及び正味財産合計 V=R+U	159,515	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。  
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。

## 2 公の施設指定管理者監査

### (1) 社会福祉法人北海道社会福祉事業団

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和43年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市第二かしわ学園及び札幌市あかしあ学園の管理運営を行わせているほか、平成30年度において、この法人が行う社会福祉事業に係る経費に対し、235万円の補助金を交付している。

#### 平成30年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市第二かしわ学園	—	132,275,250	保健福祉局
札幌市あかしあ学園	—	88,027,491	障がい保健福祉部
合計	—	220,302,741	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

### (2) 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会

この法人は、札幌市内における母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な事業を行い、母子寡婦の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和45年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市ひとり親家庭支援センター及び母子生活支援施設札幌市しらぎく荘の管理運営を平成18年度からこの法人に行わせており、平成30年度は、その管理運営に要する費用として、総額7,819万円を支出している。

#### 平成30年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市ひとり親家庭支援センター	36,775,000	—	子ども未来局
札幌市しらぎく荘	41,417,050	—	子育て支援部
合計	78,192,050	—	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

### 3 財政援助団体監査

#### (1) 一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター

法人の概要については、1(2)参照

#### 補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
【補助金】 札幌勤労者職業福祉センター運営費補助金	43,385,000	経済観光局 雇用推進部
【貸付金】 札幌勤労者職業福祉センター事業費貸付金	179,000,000	
合 計	222,385,000	

#### (2) 社会福祉法人北海道社会福祉事業団

法人の概要については、2(1)参照

#### 補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
札幌市日中一時支援事業運営費補助	2,359,031	保健福祉局 障がい保健福祉部
合 計	2,359,031	

#### (3) ジェイ・アール北海道バス株式会社

この法人は、旅客自動車運送事業、旅行業、駐車場業等を営むことを目的とし、平成11年に設立されたものである。

札幌市は、平成30年度に、この法人が運行する乗合バスの路線維持に係る経費、ノンステップバスの導入に係る経費、バスロケーションシステムの導入に係る経費に対し、1億5,962万円の補助金を交付している。

#### 補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
札幌市乗合バス路線維持補助金	135,878,000	まちづくり政策局 総合交通計画部
札幌市ノンステップバス導入補助金	1,750,000	
札幌市バスロケーションシステム導入補助金	22,001,000	
合 計	159,629,000	

#### (4) 一般社団法人札幌歯科医師会

この法人は、医道の高揚、歯科医療の確立、公衆衛生・歯科保健の啓発、並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって北海道民の健康と福祉を増進することを目的として、昭和22年に設立されたものである。

主な事業としては、口腔医療センターの設置・運営、歯科医師や歯科医療機関に勤務する従業員向け各種講演会・講習会・研修会の開催、札幌歯科学院専門学校を設置・運営などである。

札幌市は、平成30年度に、この法人の事業に係る経費に対し、6,051万円の補助金を交付している。

#### 補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
子ども医療費助成事業補助	2,000,000	保健福祉局 保険医療部
札幌歯科医師会口腔医療センター歯科診療事業補助	57,669,000	保健福祉局 保健所
札幌市未就業歯科衛生士復職支援事業補助	819,000	
結核健康診断事業補助	29,466	
合 計	60,517,466	

#### (5) 札幌市児童育成会運営委員会

この団体は、留守家庭児童の健全育成事業を行うことを目的として、昭和57年に設立され、主な事業は、民間児童育成会に対する助成、民間児童育成会職員に対する研修の実施などである。

札幌市は、平成30年度において、この団体の事務局経費及び民間児童育成会に対する助成費を対象として、4億9,413万円の補助金を交付している。

#### 補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
札幌市児童育成会運営委員会補助	494,133,302	子ども未来局 子ども育成部
合 計	494,133,302	